

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、地方税等(森林環境税を含む、以下同じ。)に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

地方税等に関する事務では、事務の一部を民間事業者に委託しているため、事業者選定の際に事業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別区民税・都民税等(森林環境税を含む、以下同じ。)及び軽自動車税の賦課徴収事務
②事務の概要	◆ 特別区民税・都民税等賦課関連業務 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により課税台帳ファイルを作成する。 (5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。 ◆ 特別区民税・都民税等収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 特別区民税・都民税等の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから取得する。 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム(収納)に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム(収納)に登録し、住民等へ還付を行う。 (3) 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民等からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム(収納)に登録する。 ◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 軽自動車税減免申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免可否決定通知書を送付する。 (2) 軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム(軽自動車税)に登録する。 ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム(軽自動車税)に登録し、住民等へ還付を行う。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。 ◆ 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理に関する業務 特別区民税・都民税等及び軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 各情報については、滞納整理支援システムに登録し、管理する。 (1) 賦課・収納情報等の取得 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから取得する。 (2) 催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を委託事業者に提供、催告書の印刷及び封入封かんを行い、滞納者に催告書を送付する。 (3) 納税交渉 滞納者との納税交渉により、必要に応じて分割納付、徴収猶予を行う。

	(4) 各種調査 納付の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。 (5) 滞納処分 各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、参加差押、交付要求 財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・ 換価、配当、充当 納付意思がない場合、換価、配当、充当を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 (6) 執行停止 各種調査の結果、滞納者の所在不明及び滞納処分することができる財産がないことが判明した場合、滞納処分をすることで滞納者の生活が窮迫するおそれがある場合、執行停止処理を行う。 (7) 不納欠損 時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、地方税法等に基づき、不納欠損処理を行う。
③システムの名称	税務システム(課税)、宛名システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付(コンビニ交付)システム、軽自動車OSS(ワンストップサービス)・軽JNKS、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理

2. 特定個人情報ファイル名

1 課税台帳ファイル 2 収納管理情報ファイル 3 軽自動車税情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	
---	--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	◆番号法第9条第1項 別表の24の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1.情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 2.情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠】 第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄が「地方税法」を含む以下の項 第48項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

—	
---	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 中野区役所 区民部 税務課 03-3228-8816
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 中野区役所 区民部 税務課 03-3228-8816
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	◆区民から申告を受ける際は、個人番号カード等の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行っている。 また、事務処理を行った際は、確認画面や帳票出力により処理結果を確認することで、処理誤りを防止している。 ◆審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	

9. 監査	
-------	--

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	全項目の該当箇所	地方税	地方税等（森林環境税を含む）	事後	
令和7年1月22日	全項目の該当箇所	特別区民税・都民税	特別区民税・都民税等（森林環境税を含む）	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	◆特別区民税・都民税賦課関連業務 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、特別区民税・都民税を計算し賦課する。 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会・確認する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により賦課情報を作成する。 (5) 税額のお知らせ 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。	◆ 特別区民税・都民税等賦課関連業務 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により課税台帳ファイルを作成する。 (5) 税額のお知らせ 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	◆ 特別区民税・都民税収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 ○ 賦課情報の入手 特別区民税・都民税の賦課情報を税務システム（課税）の課税台帳ファイルから入手する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム（収納）に登録する。 区窓口等での収納情報は、パンチ事業者に提供、データ化し、税務システム（収納）に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書をパンチ事業者に提供し、データ化する。 データ化したファイルを税務システム（収納）に登録する。 (3) 督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促状印刷データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。	◆ 特別区民税・都民税等収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 特別区民税・都民税等の賦課情報を税務システム（課税）の課税台帳ファイルから取得する。 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム（収納）に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム（収納）に登録し、住民等へ還付を行う。 (3) 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民等からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム（収納）に登録する。	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	◆軽自動車税賦課、収納関連業務 (1)軽自動車税賦課 地方税法に基づき、軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 ○ 登録、名義変更 ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システム（軽自動車税）に入力し、標識交付証明書、標識番号（ナンバープレート）を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書（報告書）の提出を受け、税務システム（軽自動車税）に入力する。 ○ 廃車 ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号（ナンバープレート）の提出を受け、税務システム（軽自動車税）に入力し、廃車申告受付書を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書（報告書）、又は転出車両情報リストの提出を受け、税務システム（軽自動車税）に入力する。 ○ ナンバープレート付替 ・中野ナンバー→中野ナンバー 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書、標識番号（ナンバープレート）の提出を受け、税務システム（軽自動車税）に入力し標識交付証明書、標識番号（ナンバープレート）を交付する。 ・中野ナンバー→他自治体ナンバー 他自治体で手続き後、中野区に送付された課税物件異動通知書により、廃車の入力をする。	◆軽自動車税賦課、収納関連業務 (1)軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 軽自動車税減免申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免可否決定通知書を送付する。 (2)軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム（軽自動車税）に登録する。 ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム（軽自動車税）に登録し、住民等へ還付を行う。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム（課税）、宛名システム、住民記録システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム（収納）、税務システム（軽自動車税）、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付（コンビニ交付）システム	税務システム（課税）、宛名システム、住民記録システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム（収納）、税務システム（軽自動車税）、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付（コンビニ交付）システム、軽自動車OSS（ワンストップサービス）・軽JNKS	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	◆番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ◆番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	◆番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	◆番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項 (27の項) ◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の4,43の5,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条) 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項であって、主務省令で定める事務に、「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」並びに「軽自動車税」にかかる事務が含まれる条項 (第20条)	1.情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 2.情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠】 第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄が「地方税法」を含む以下の項 第48項	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	
令和7年1月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和7年1月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式改定に伴う新規項目
令和7年1月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	◆区民から申告を受ける際は、個人番号カード等の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行っている。 また、事務処理を行った際は、確認画面や帳票出力により処理結果を確認することで、処理誤りを防止している。 ◆審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	事前	様式改定に伴う新規項目
令和7年1月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	様式改定に伴う新規項目
令和7年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム(課税)、宛名システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付(コンビニ交付)システム、軽自動車OSS(ワンストップサービス)・軽JNKS	税務システム(課税)、宛名システム、住民記録システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民情報連携基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム(収納)、税務システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム、中間サーバー、証明書自動交付(コンビニ交付)システム、軽自動車OSS(ワンストップサービス)・軽JNKS、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事後	